

(第一面)

(1)商号又は名称 (2)代表者又は個人 (3)役員 (4)事務所 (5)政令第2条の2で定める使用人
(6)専任の宅地建物取引士 について変更がありましたので、宅地建物取引業法第9条の規定により届け出ます。

年 月 日

中国地方整備局長
岡山県知事

郵便番号 (—)

主たる事務所の
所在地

氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)

電話 番 号 () —

ファクシミリ番号 () —

受付番号

受付年月日

届出時の免許証番号

--	--	--	--	--	--	--

()

項番

◎商号又は名称

11

変更年月日				年		月		日
変更後	フリガナ							
	商号又は名称							

変更前	フリガナ	
	商号又は名称	

確認欄

◎代表者又は個人に関する事項

變更区分

12

変更後	変更年月日				年			月			日	1. 就退任 2. 氏 名
	役名コード											
	登録番号											
	フリガナ											
	氏 名											
	生年月日					年			月			日

1. 就退任
2. 氏 名

変更前	変更年月日			年		月		日
	役名コード							
	登録番号							
	フリガナ							
	氏名							
	生年月日			年		月		日

確認欄

受付番号

*					
---	--	--	--	--	--

届出時の免許証番号

	()						
--	-----	--	--	--	--	--	--

項番

◎役員に関する事項（法人の場合）

変更区分

1. 就退任
2. 氏 名

21

変 更 後	変 更 年 月 日			年		月		日
	役名コード							
	登 録 番 号							
	フリガナ							
	氏 名							
	生 年 月 日			年		月		日

変 更 前	変 更 年 月 日			年		月		日
	役名コード							
	登 録 番 号							
	フリガナ							
	氏 名							
	生 年 月 日			年		月		日

確認欄

*

21

変更区分

1. 就退任
2. 氏 名

変 更 後	変 更 年 月 日			年		月		日
	役名コード							
	登 録 番 号							
	フリガナ							
	氏 名							
	生 年 月 日			年		月		日

変 更 前	変 更 年 月 日			年		月		日
	役名コード							
	登 録 番 号							
	フリガナ							
	氏 名							
	生 年 月 日			年		月		日

確認欄

*

受付番号	届出時の免許証番号
*	()

項番

30

事務所の別	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	* 事務所コード			
事務所の名称					

◎事務所に係る事項

31

変更年月日 年 月 日

変更区分 1. 新設・廃止
2. 名称・所在地

変更後	事務所の別	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	* 事務所コード			
	事務所の名称					
	郵便番号					
	所在地市区町村コード			都道府県	市郡区	区町村
	所在地					
	電話番号					
後	従事する者の数					

↑

変更前	変更年月日		年		月		日
変更前	事務所の名称						
変更前	所在地						

確認欄

*

◎政令第2条の2で定める使用人に関する事項

32

変更年月日 年 月 日

変更区分 1. 就退任
2. 氏名

変更後	登録番号						
	フリガナ						
	氏名						
	生年月日		年		月		日

↑

変更前	変更年月日		年		月		日
変更前	登録番号						
変更前	フリガナ						
変更前	氏名						
変更前	生年月日		年		月		日

確認欄

*

受付番号	届出時の免許証番号														
* <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							<table><tr><td></td><td></td></tr></table> () <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								

項番	30	事務所の別	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	* 事務所コード			
		事務所の名称					

41	◎専任の宅地建物取引士に関する事項										変更区分					
変 更 年 月 日					年			月			日	<table><tr><td></td><td>1. 就退任</td></tr><tr><td></td><td>2. 氏 名</td></tr></table>		1. 就退任		2. 氏 名
	1. 就退任															
	2. 氏 名															
変 更 後	登 録 番 号															
	フリガナ															
	氏 名															
	生 年 月 日	年 月 日														

↑	変 更 年 月 日				年			月			日
	登 録 番 号										
	フリガナ										
	氏 名										

確認欄
*

41	変 更 年 月 日													年			月			日	変更区分			
		登 録 番 号																		<table><tr><td></td><td>1. 就退任</td></tr><tr><td></td><td>2. 氏 名</td></tr></table>		1. 就退任		2. 氏 名
	1. 就退任																							
	2. 氏 名																							
変 更 後	登 録 番 号																							
	フリガナ																							
	氏 名																							
	生 年 月 日	年 月 日																						

↑	変 更 年 月 日				年			月			日
	登 録 番 号										
	フリガナ										
	氏 名										

確認欄
*

備考

1 各面共通関係

- ① 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「届出時の免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。

ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、
信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、(記入例)①に従うこと。

(記入例) ⑦

3	3
9	9

 (5)

		1	0	0
			5	0

 [岡山県知事(5)第100号の場合]

①

 [国土交通大臣届出第50号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ③ 「変更年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

H
T

0	1

 年

0	8

 月

2	3

 日

[平成元年8月23日の場合]

M	明 治	S	昭 和	R	令 和
T	大 正	H	平 成		

- ④ 「役名コード」の欄は、下表より該当する役名のコードを記入すること。
- ア 個人の場合には記入しないこと。
- イ 代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。
- ウ 農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には、「01」を記入すること。

01	代表取締役 (株式会社)	05	社員 (持分会社)	14	執行役 (株式会社)
02	取締役 (株式会社)	07	理事	15	会計参与 (株式会社)
03	監査役 (株式会社)	08	監事	09	そ の 他
04	代表社員 (持分会社)	13	代表執行役 (株式会社)		

- ⑤ 「登録番号」の欄は、宅地建物取引士である場合にのみ、その登録番号を記入すること。この場合、登録を受けている都道府県知事については、上記②の表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

(記入例)

3	3
---	---

 —

0	0	0	1	0	0
---	---	---	---	---	---

 —

--

 [岡山県知事登録第000100号の場合]

- ⑥ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ⑦ 「所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。
- ⑧ 「所在地」の欄は、⑦により記入した所在地市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ—（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

霞	が	関	2	—	1	—	3		
---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

2 第一面関係

- ① (1) から (6) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ② 商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また「商号又は名称」の欄も、上段から左詰めで記入すること。
- ③ 項番¹²の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。
- ア 代表者に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- イ 代表者の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

3 第二面関係

項番²¹の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。

- ア 代表者以外の役員に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- イ 代表者以外の役員に新たな者を追加した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
- ウ 代表者以外の役員を削減した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
- エ 代表者以外の役員の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

4 第三面関係

- ① 第三面は、項番³⁰の事務所ごとに作成すること。
- ② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 項番³⁰の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は、その変更の有無にかかわらず、変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし、事務所を新設した場合は、当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。
- ④ 項番 31 の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。
- ア 事務所を新設した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
- イ 事務所を廃止した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
- ウ 事務所の名称又は所在地に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- ⑤ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ—（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例)

0	3	—	3	5	8	0	—	4	3	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑥ 「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入すること。
- ⑦ 項番³²の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番³⁰の事務所ごとに作成すること。

- ア 政令第2条の2で定める使用人に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- イ 事務所の新設に伴い、政令第2条の2で定める使用人を就任させた場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
- ウ 事務所の廃止に伴い、政令第2条の2で定める使用人を退任させた場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
- エ 政令第2条の2で定める使用人の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

5 第四面関係

- ① 第四面は、項番30の事務所ごと作成すること。
- ② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 項番30の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は、その変更の有無にかかわらず、変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし、事務所を新設した場合は、当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。
- ④ 項番41の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番30の事務所ごとに作成すること。
 - ア 専任の宅地建物取引士に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
 - イ 専任の宅地建物取引士に新たな者を追加した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
 - ウ 専任の宅地建物取引士を削減した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
 - エ 専任の宅地建物取引士の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

添 付 書 類 (3)

略 歴 書

(フリガナ) 氏 名												
職 名									登録番号			
職 歴	期 間				従 事 し た 職 務 の 内 容							
	自	年	月	日								
	至	年	月	日								
	自	年	月	日								
	至	年	月	日								
	自	年	月	日								
	至	年	月	日								
	自	年	月	日								
	至	年	月	日								
	自	年	月	日								
	至	年	月	日								
	自	年	月	日								
至	年	月	日									
自	年	月	日									
至	年	月	日									
自	年	月	日									
至	年	月	日									

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

(記載上の注意)

1 記載を要する者

法人の場合は、役員（監査役を含む）、政令で定める使用人、相談役、顧問である。
個人の場合は、申請者、政令で定める使用人である。

2 「職歴」の欄は、従事先の商号及び職務内容又は役職名を、もれなく記載すること。

添 付 書 類 (8)

略歴書 (専任の宅地建物取引士等)

住 所	電話番号 () —		
(フリガナ) 氏 名		生年月日	年 月 日
職 名		登録番号	
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 の 内 容	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

備 考

法第31条の3第2項の規定により同条第1項の宅地建物取引士とみなされる者にあつては、本様式の作成を省略することができる。

添 付 書 類 (9)

代表者等の連絡先に関する調書

免許を受けようとする者（法人である場合においては、その役員）		
(ふりがな) 氏 名	住 所	電 話 番 号
政令第二条の二で定める使用人		
(ふりがな) 氏 名	住 所	電 話 番 号

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

備 考

この書面は、法第九条の規定により法人の役員又は政令第二条の二で定める使用人の変更の届出をしようとするときは、その届出に係る者についてのみ作成すること。

添 付 書 類 (2)

誓 約 書

申請者、申請者の役員、令第2条の2に規定する使用人及び法定代理人は、法
第5条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

商号又は名称

氏 名
(法定代理人氏名)

中国地方整備局長 殿
岡 山 県 知 事

(記載上の注意)

- 1 「商号又は名称」及び「氏名」の欄は、法人の場合、本店所在地、法人名及び代表者氏名を記載のこと。
- 2 この書面は、個人にあつては申請者が、法人にあつては代表者が、役員、政令使用人、相談役、顧問、5%以上の株主又は出資者を代表して誓約するものであること。
- 3 法定代理人氏名は、誓約する者が未成年者の場合に記載すること。
- 4 押印は実印を使用すること。

勤務形態申告書

は専任の宅地建物取引士として次の勤務形態にあります。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申 請 者 商 号 又 は 名 称
 氏 名
 (法人にあっては、代表者の氏名)
 主たる事務所の
 所 在 地

専任の宅地建物取引士 氏 名

勤 務 箇 所	1 主たる事務所	2 従たる事務所（ ）
1 か月の営業日数	日	
1 か月の勤務日数	日	
1 日の勤務時間数	1 日	時間

添 付 書 類 （４）

専任の宅地建物取引士設置証明書

下記の事務所は、宅地建物取引業法第 3 1 条の 3 第 1 項に規定する要件を備えていることを証明します。

年 月 日

中国地方整備局長

殿

岡 山 県 知 事

商号又は名称

氏 名

（法人にあつては、代表者の氏名）

記

事務所の名称	所 在 地	専任の宅地建物取引士の数	宅地建物取引業に従事する者の数
		名	名
		名	名
		名	名
		名	名

（記載上の注意）

- 「事務所の名称」の欄及び「所在地」の欄は、免許申請書第三面又は名簿登載事項変更届出書の項番 31 の「事務所の名称」及び「所在地」の欄に記入したものと同一のものを記入すること。
- 「宅地建物取引業に従事する者の数」の欄は、名簿登載事項変更届出書の項番 31 の「従事する者の数」の欄に記入したものと同一のものを記入すること。

事務所付近の見取図（地図）

事務所の名称

事務所の所在地

最寄りの駅、停留所（ ）から徒歩 分

注 この図面は、事務所の位置を明確に表わすため、最寄りの駅、バス停留所等から事務所までの行程を分かりやすく記入し、事務所ごとに作成すること。

事 務 所 の 写 真 (外部)

事務所の区分	1 主たる事務所 2 従たる事務所 ()
--------	--------------------------

＊ 写真の枚数が多くなる場合は適当な用紙に貼り付けること。

(1) 建物の全景外部

※なるべく離れて、隣接建物の一部も含まれるよう撮ってください。

注：追加供託等の手続を完了していない事務所では、宅建業の事業を行う旨の掲示をしてはいけません。

(2) 建物の入口付近等

※メールボックス・テナント表示等があればその部分も合わせて撮ってください。

※建物の入口と事務所の入口が異なるときは、それぞれ撮って貼付してください。

注：追加供託等の手続を完了していない事務所では、宅建業の事業を行う旨の掲示をしてはいけません。

事 務 所 の 写 真 (内部)

事務所の区分	1 主たる事務所 2 従たる事務所 ()
--------	--------------------------

(3) 事務所の内部

※事務机、ロッカー、応接場所及び電話器等の設置状況や業者票・報酬額表等の
掲示状態がわかるもの

※ブラインド、カーテン等は開けた状態にしてください。

(4) 業者票及び報酬額表

※業者票に記載された届出時の免許内容が、判読できるもの。

※掲げられている「報酬額表」が、「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等
に関して受けることができる報酬の額」(国土交通省告示)であることが分か
るもの。

宅地建物取引業従業者変更届

次のとおり従業者に変更がありましたので、宅地建物取引業法施行細則（昭和 40 年岡山県規則第 27 号）第 4 条の規定により届け出ます。

年 月 日

免 許 証 番 号 岡山県知事（ ）第 号

商 号 又 は 名 称

氏 名 印
（法人にあっては、代表者の氏名）

主たる事務所の
所 在 地

岡山県知事 殿

事 務 所 の 名 称							
業務に従事する者の数	従 事 す る 者		名				
	うち専任の宅地建物取引士		名				
業 務 に 従 事 す る 者							
氏 名	性別	生 年 月 日	従業者 証明書 番 号	主 たる 職務内容	宅地建物取 引士である か否かの別	変 更 年月日	備 考 (就・退の別)

(注) 1 この書類は、事務所ごとに作成すること。
2 「業務に従事する者」の欄については、変更者のみ記載すること。「業務に従事する者の数」の欄については、当該事務所における変更後の数を記載すること。
3 「業務に従事する者」には専任の宅地建物取引士（宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 31 条の 3 第 2 項の規定によりみなされる者を含む。）を含め、宅地建物取引業のみ又は主として宅地建物取引業を営む場合においては、宅地建物取引業に係る一般監理部門に従事する者等も含めること。
4 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には、登録番号を記入すること。
5 宅地建物取引業を他の事業と兼業する場合においては、主として宅地建物取引業を担当する役員等宅地建物取引業に従事する者についてのみ記入すること。
6 申請者が個人である場合において、その家族が宅地建物取引業者の業務に従事しているときは、その者についても記入すること。

添 付 書 類 (7)

事務所を使用する権原に関する書面

事 項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用 途
(事務所名)						
(所在地)						
(事務所名)						
(所在地)						
(事務所名)						
(所在地)						
(事務所名)						
(所在地)						
(事務所名)						
(所在地)						

上記の記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

商号又は名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

備 考

- 「所有者」の欄は、事務所の所有者の氏名又は法人名（法人の代表者名を含む。）を記入すること。
- 「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にのみ次により記入すること。
 - 「契約形態」の欄は、賃貸借又は使用貸借の別を記入すること。
 - 「用 途」の欄は、登記事項証明書、建物賃貸借契約書又は建物使用貸借契約書等に記載された用途（事務所等）について記入すること。

(記載上の注意)

- 免許申請書に記載した事務所の所在地の住所と登記事項証明書に記載された所在地又は賃貸借契約書等に記載されている住所の表示に相違がある場合においては、登記事項証明書に記載された所在地等を（ ）下段書きで併記する。

2 1 0

宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書

宅地建物取引業者免許証の記載事項に下記のとおり変更を生じましたので、宅地建物取引業
法施行規則第4条の2の規定により、宅地建物取引業者免許証の書換え交付を申請します。

年 月 日

地方整備局長
殿
岡 山 県 知 事

申請者 商 号 又 は 名 称

郵便 番 号 ()
主たる事務所の
所 在 地

氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)
電 話 番 号 () —
ファクシミリ番号 () —

受付番号 受付年月日 申請時の免許証番号
* | | | | | * | | | | | () | | | | |

変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日
(フリガナ) 商 号 又 は 名 称			
(フリガナ) 代 表 者 氏 名			
主たる事務所の 所 在 地			

確認欄
*

備 考

- ① 申請者は、＊印の欄には記入しないこと。
- ② 「申請時の免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。
ただし、免許権者が北海道知事である場合には、５１～６４のうち該当するコードを記入すること。

記入例

3	3
---	---

 (5)

			1	0	0
--	--	--	---	---	---

 [岡山県知事(5)第100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事（石狩）
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事（渡島）
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事（檜山）
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事（後志）
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事（空知）
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事（上川）
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事（留萌）
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事（宗谷）
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事（オホ）
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事（胆振）
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事（日高）
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事（十勝）
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事（釧路）
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事（根室）
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

（記入上の注意）

- ・変更のない事項は記入不要である。